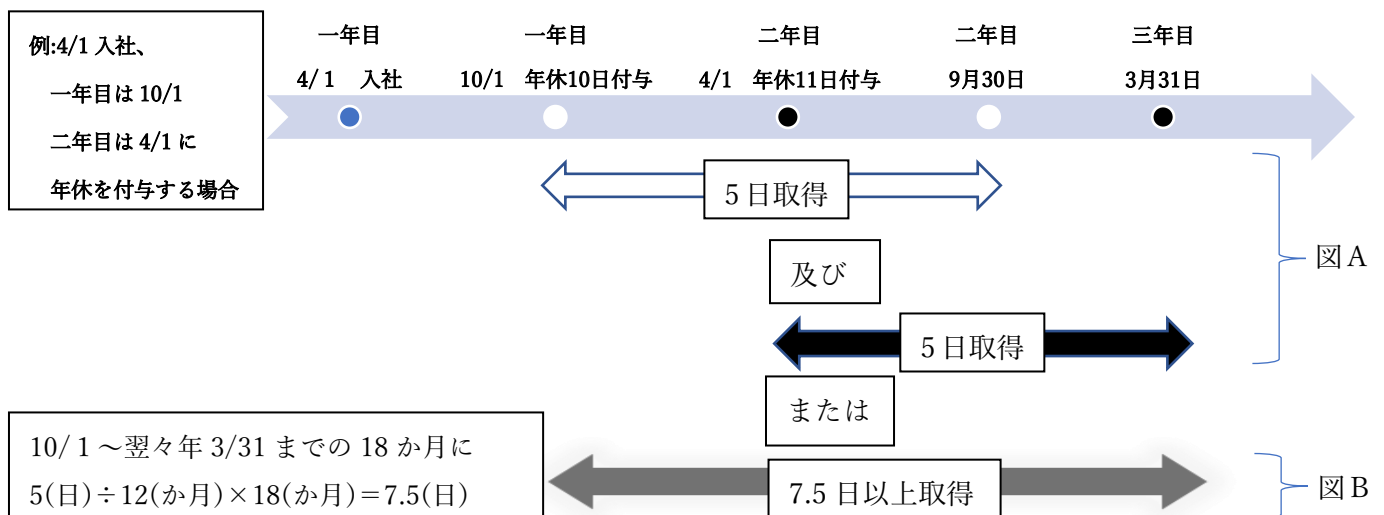


お 知 ら せ

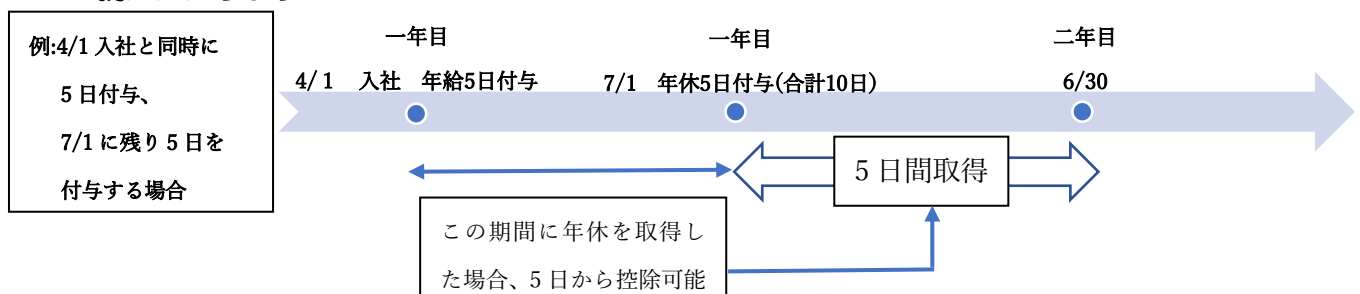
年次有給休暇取得義務化について

先月お知らせした年次有給休暇(以下、年休)取得義務化のうち、法定の基準日より前に年休を付与する場合、及び独自の基準日を設定している場合の取得期間について、追加してご案内します。

- ①法定の基準日(雇い入れの日から半年後)より前に 10 日以上年休を付与する場合
→付与した日から 1 年以内に 5 日間取得しなければなりません。そして、当期間の最終日の翌日からは、原則通り 1 年間に 5 日間の取得義務がかかります。
- ②独自の基準日を設定している等、入社した年とその翌年で年休の付与日が異なる場合
→5 日の取得義務が生じる期間が重複するため、管理が複雑になってしまいますが(下図 A)、この場合、2 回の対象期間に比例按分した日数の取得(下図 B)のどちらでも良いとされます。また、当期間の最終日の翌日から 1 年間に 5 日間の取得義務がかかります。



- ③年休の一部を法定の基準日より前に付与し、従業員が自ら年休を取得した場合
→年休の付与日数が 10 日に達した日から一年間に 5 日間の取得義務がかかります。ただし、それ以前に分割して前倒しで付与した年休を従業員自ら取得した場合、取得した日数分を 5 日間の取得義務から控除することができます。この場合も、最終日の翌日から 1 年間に 5 日間の取得義務がかかります。



なお、当義務に違反した場合は、30 万円以下の罰金が科されますのでご注意ください。

内容に関するお問合せやご相談は
吉田宏司事務所 (03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com) までご連絡ください。